

近代の文化財保護と考古学

時 枝 務

はじめに

考古学という用語は、エドワード・シルヴェスター・モースによつて大森貝塚で発掘された遺物を、文部省が明治十年（一八七七）十二月二十日に明治天皇の天覧に供した際に、その出品目録に付された文部大輔田中不二麻呂『大森村古物発見の概記』が初出である。⁽¹⁾

大森貝塚の発掘は、実践のうえでも、言説のうえでも、近代考古学の発露を記念すべき出来事であった。このことを、勅使河原彰は「日本の近代科学としての考古学は、19世紀後半、明治初期に外国人研究者によつて欧米から移植されたものである」と表現する。⁽²⁾

確かに日本考古学がその発露に際して欧米の科学の強い影響を受けたことは疑いないが、「移植されたもの」と断定できるかどうかについては、慎重に検討しなければいけ

ない。

欧米の学問の圧倒的な影響は、近代日本の文化や技術の全般にわたつてみられることであるが、その背後に明治政府の政策があつたことを見落とせない。モースの東京大学教授としての招聘も、明治天皇への天覧も、明治政府がおこなつた事業である。考古学が近代国家と深く関わりながら発出したことはあきらかである。

こうした近代国家と考古学の関係を実証的にあつづけるためには、明治政府のさまざまな制度との関連で、考古学がどう位置づけられていたかを考察しなければならない。もつとも、考古学が学問として未熟な段階であつたことを考慮すれば、実際には考古学の基礎をなす考古資料が⁽³⁾どのような取り扱われたかを解明することが当面の課題となる。そこで、ここでは明治前期の博物館における考古資料の位置づけを、「遺失物取扱規則」に注目しつつ検討したい

と思う。そのことは、単に明治前期における考古学史の解明に留まらず、近代日本の文化財保護のあり方について考察を深めることになる。

一、博物館の創設と考古資料

日本における博物館は、明治四年四月に、大学から太政官に「集古館」建設の献言がなされたことに始まる。そこでは、「厭旧尚新」の弊風によつて「考古ノ微抛トモ可相成物逐日消失仕候様成行」くことを惜しみ、「古今時勢ノ沿革ハ勿論往昔ノ制度文物ヲ考証」するために「古器旧物」を保存する「集古館」を設置する必要を説いている。

同年五月には九段招魂社境内で大学南校主催の物産会が開催された。そこで展示された品物は、「明治辛未物産会目録」⁽⁴⁾をみると、鉱石や動植物などの標本が主体であったが、「古物之部」として石弩・雷斧・天狗ノ飯匙・勾玉・古玉・金環・斎瓮・古瓦・古瓦器・経石・古銭などの考古資料も出品されたことが判明する。出品者には伊藤圭介・田中芳男・町田久成・蛭川式胤・横山由清・柏木政矩ら大学や博物館と深い関係にあった人物が含まれており、自ら収集した考古資料などを出品したことが確認できるが、それは彼らが考古資料を「集古館」に展示すべきものと考えていたことを示している。

大学の献言を享けて、明治四年五月二十三日に太政官は「古器旧物保存方」を布告し、「古今時勢之変遷制度風俗之沿革ヲ考証」するうえで重要な「古器旧物之類」が「自然厭旧競新候流弊ヨリ追々遺失毀壞ニ及候」ことを憂え、「細大ヲ不論厚ク保全可致」きことを命じた。それに付された別紙で対象となる「古器旧物」を具体的に例示したが、そのうち「古玉寶石之部」の勾玉・管玉、「石弩雷斧之部」の石弩・雷斧・霹靂礮・石劍・天狗ノ飯匙、「古鏡古鈴之部」の古鏡・古鈴、「銅器之部」の鼎・爵、「古瓦之部」の古瓦、「貨幣之部」の古金銀・古銭などが考古資料に該当する。⁽⁵⁾このことは、考古資料が「古器旧物」に含まれ、明治政府の保護対象となる文化財であったことを示すが、美術工芸品や歴史資料、あるいは化石などと区別されておらず、考古資料という概念そのものが成立していなかった状況がうかがえる。

同年七月十八日に大学が廃されて、替わつて文部省が設置されると、その下部機関として九月二十五日に文部省博物館が創設された。さらに、明治五年二月八日には太政官正院に博覧会事務局が設けられ、翌年のウィーン万国博覧会へ参加すべく準備が開始される。その予行演習を兼ねた文部省博覧会が三月十日から湯島聖堂で開催され、多くの参観者で賑わったが、その際の「明治五年博覧会出品目録

「草稿」によれば石弩・雷斧・雷斧鋸・雷斧砥・霹靂礮・石劍頭・銅鐸・古銅矛・古鏡・勾玉・管玉・金環・齋瓮・大齋瓮・古瓦・古瓦器・経筒・瓦経・古銭など多くの考古資料が展示されたことが知られる。その内容は基本的には「古器旧物保存方」の別紙に記載するところと一致しており、考古資料が「古器旧物」の一部として認識されていたことを示しているが、それらは動植物の標本や美術工芸品とともに雑然と並べられたわけで、観衆にとって珍品以外の何物でもなかったことは博覧会に際して作成された「古今珍物集覧」と題された多色刷りの摺物によく示されている。

六月から九月にかけて、文部省博物館は東海地方と近畿地方の社寺の宝物調査を実施し、「古器旧物」の実態の把握に乗り出した。いわゆる壬申検査である。その調査結果をまとめた『壬申検査社寺宝物図集』をみると、調査対象が社寺の宝物であったため考古資料は少ないが、それでも「二」に文政八年（一八二五）に発掘された「齋宮女御之時所用土器」、「三十下」に「石山寺所蔵古瓦」が収載されており、調査者に考古資料に対する関心があったことを裏付けている。石山寺の古瓦は鮮明な拓本が収められており、拓本によって考古資料を記録する方法を採用した点で注目されるが、それが近世の『古瓦譜』以来の方法であったこととはいうまでもない。

明治六年三月十九日に博物館と博覧会事務局が統合され、四月十五日から内山下町（現千代田区）の文部省博物館で博覧会を開催することになったが、考古資料は第一号列品館で展示された。列品というのは博物館資料のことで、明治五年の時点では全体を「天造物」と「人造物」に区分し、それぞれを細分していたが、考古資料は「人造物」の「古玉寶石之部」「石弩雷斧之部」「古鏡古鈴之部」「銅器之部」「古瓦之部」などに分類されていた。その後、列品の区分はしばしば変化し、考古資料は、明治七年五月には「考証物品」、明治八年十一月には「史伝部」、明治十二年四月には「第五 史伝部」の「第四区 古墳其他各地ヨリ掘出セ^(ママ)ル埋蔵物、或ハ故人ノ遺物ノ数個牽連セル者ノ類」にも属した。⁽⁹⁾この変化は、明治十二年に至って、初めて考古資料が「埋蔵物」として独立して扱われたことを示している。この間、明治七年五月二日に、太政官は各府県にあてて太政官達第五九号「古墳発見ノ節届出方」を出したが、そのなかで「上世以来御陵墓ノ所在未定ノ分即今取調中ニ付、各管内荒蕪地開墾ノ節、口碑流伝ノ場所ハ勿論、其他古墳ト相見ヘ候地ハ猥ニ発掘為致間敷候、若差向墾關ノ地ニ有之分ハ絵図面相副教部省ヘ可伺出」とし、古墳をみだりに発掘してはならず、もし開墾の対象となる土地に古墳がある場合には図面を添えて届けることを義務付けた。

この法令との直接的な関係は確認できないが、明治七年から、各地で発見された埋蔵物に関する記録である「埋蔵物録」が博物館に残されるようになった。「埋蔵物録」第一冊の第一号は、三月に林土木頭から博覧会事務局にあてて「当寮ニ於テ越後国信濃川分水疎鑿之節堀出候魚紋石壹面御回シ申候間御落掌有之度、此段申入候也」との連絡があり、博物館が三月八日に「越後国信濃川分水疎鑿之節堀出候魚紋石壹面御回シ相成、正ニ落手候也」と回答した件に関する書類である。

これは中央官庁内部で埋蔵物が発見された際に博覧会事務局へ連絡すれば適正な行政的対応ができると認識されていたことを示すものであるが、同年に扱われたのはこの一件のみで、しかも魚紋石が古墳に関わるものと考えられた形跡はなく、「埋蔵物録」の成立に太政官達第五九号が影響を与えた可能性は低い。むしろ、この段階で博覧会事務局へ埋蔵物の発見が届け出られたのは、埋蔵物が博物館で展示される「古器旧物」の一つと考えられたためである可能性が高いであろう。博覧会事務局では博物館資料が不足しており、博物館の展示を充実させるために、積極的に「古器旧物」の収集に努めたのは当然のことである。⁽¹⁾

「埋蔵物録」が残される前年の明治六年には、博覧会事務局は埋蔵物としてきわめて重要な江田船山古墳出土品を

購入しており、すでに明治六年の時点で埋蔵物を博物館資料として重視していたことはまちがいないが、少なくともその段階では「埋蔵物録」が成立するような状況は生まれていなかったようである。

明治八年には、博覧会事務局が組織替えされた内務省第六局において、三件の埋蔵物について取り扱っているが、うち一件は麹町区内山下町の博物館内で園丁が植樹中に発見した小判に関するもので、これは博物館自体の発見記録にすぎない。ほかの二件は、千葉県発掘の古銭と相川県現新潟県)発掘の古木に関するもので、千葉県のものは「内務省日誌」にみえる「銅貨之儀ハ考古鑒証之一端ニモ相成候品ニ可有之哉現物一見致シ度」というので千葉県に照会した結果の報告、相川県のものは地理寮からの連絡であり、いずれも博物館資料の収集活動にもなって得られた情報である。これらも法的な裏付けをもつとは考えられない。

このように、博物館の創設に際して、考古資料は「古器旧物」の一種として把握され、博物館資料として欠かすことのできないものとして位置づけられた。しかし、考古資料の内容について十分な研究が進んでいなかったこともあり、近世以来の伝統的な分類からなかなか抜け出すことができなかった。展示品の種類と展示方法が近世の物産会の

経験に裏付けられたものであったのと同様に、石弩や雷斧、あるいは天狗の飯匙のように近世の価値観によって選別され、性格づけられた列品が展示品として活用されたのであった。それでも、資料の分類は徐々に精緻なものになり、考古資料は基本的に埋蔵物として認識されるに至った。

二、「遺失物取扱規則」と考古資料

明治九年には内務省博物館時代に一件、内務省博物局時代に五件、計六件の埋蔵物を取り扱われたことが「埋蔵物録」にみえる。内務省博物館時代の一件は、茨城県発掘の化石についてのもので、発掘状況などの報告が一切なく、博物館資料の購入に関する書類である。内務省博物局時代のもののうち、多摩川の六郷橋架設工事に際して発掘された貝殻は鉄道寮からの連絡によるものであるが、ほかの四件は地方から内務省に届け出たものである。そのうち佐賀県のもは「皇国地誌」の編纂中に発見された古墳からの出土品に関する届書で、「御省博物館へ御陳列相成候ハ、古今人事之変転、工芸之精粗得失等考証、聊人智ヲ進ムルノ一助ニモ可相成」と述べられており、「古器旧物保存方」の精神を尊重する姿勢がうかがえる。

このように、明治九年になっても博物館資料として埋蔵物を収集するというあり方は変わらなかつたが、同年四月

十九日に太政官布告第五六号として出された「遺失物取扱規則」によって、その後の埋蔵物をめぐるあり方は大きく変わることになった。

「遺失物取扱規則」は遺失物の処置に関する法律で、全十四条からなり、明治三十三年三月二十三日に遺失物法が制定されるまで機能した。その第六条に「凡官私ノ地内ニ於テ埋蔵ノ物ヲ掘得ル者ハ、並ニ官ニ送リ、地主ト中分セシム」とあり、埋蔵物についての取り扱い方法が規定されている。所有者の官有・私有を問わず、埋蔵物を掘り出したときには、発見者が役所へ届け出る義務があることを明記し、その後私有となることが決まった場合には地主と折半するものとされた。但し、所有者が明確である場合や盗品と判断された場合には、この規定に関係なく処理できることが付記されている。

また、同法の第十四条には「凡遺失物及ヒ逸走畜類ヲ得、若クハ埋蔵物ヲ掘得テ、官私ニ全ク送還セス、或ハ物主タル事ヲ証明スルニ、冒認シテ返還セサル者ハ並ニ律ニ照シテ処分ス」とし、埋蔵物を発掘したにもかかわらず届け出を怠たり、故意に隠匿した場合には、「新律綱領」によって処分するという罰則規定が設けられた。

こうして、所有者が明確でない埋蔵物の取り扱いに関する法的な根拠が定められることになったが、埋蔵物が即考

古資料であることを意味しないことはいうまでもない。埋蔵物の種類も時代も区々であり、埋蔵物が考古学的な価値を有するものであるかどうかについては、専門家の判断を待たねば決定できなかった。そこで、学識経験豊かな専門家として博物館の職員が登場する余地が生まれたのであるが、大部分の発見者や地主、そして警察がもつとも知りたかったのは埋蔵物の経済的な価値であり、その学術性ではなかった。その点で、博物館側の求めるものと「遺失物取扱規則」の趣旨には初めから決定的な齟齬があつたが、博物館資料の収集を積極的に進めていた博物館にとつて同法は千載一遇の好機をもたらしものと捉えられた。

「新律綱領」による罰則がともなつたため、「遺失物取扱規則」は、ただちに効力を發揮したことが、「埋蔵物録」に収められた愛知県発掘の古銭の事例で確認できる。それは、明治九年九月二十四日に愛知県海西郡早尾村（現愛西市）の者が同県海東郡津島村（現津島市）弘浄寺境内の蓮池において古銭を発掘し、その旨を「津島分署江奉訴候処、遺失物取扱御規則第六条ニ依り、右古銅錢ヲ折半シ」、半分が発見者、半分が地主の弘浄寺の所有になつたというものである。¹³法律が施行されてわずか半年後に規定通りの行政処分が執行された事実が知られる。

明治十年には博物館は六件の埋蔵物を取り扱つた。いず

れも地方から提出されたものであるが、和歌山県発掘の銅鐸、奈良県興福寺および法華寺発掘の鎮壇具、栃木県牛塚発掘の古鏡などさまざま遺物に関する書類が含まれている。もつとも、発見時期は興福寺鎮壇具が明治七年十月、法華寺鎮壇具が同九年四月というように、前年以前に遡るものが含まれており、事務手続きに日時を要した結果、偶々この年に重要なものが集中することになつたらしい。しかし、残りの四件は明治十年に発見されたもので、「遺失物取扱規則」の効果を無視できない。

こうした法的な整備を享けて、博物館は明治十年五月十四日に内務大臣にあて「各地方於テ発掘ノ古器物博物館へ保存之義ニ付伺」を出し、埋蔵物に関する積極的な提案をおこなつた。¹⁴それは、埋蔵物については基本的に「遺失物取扱規則」によつて処分するが、「処分ノ際本省へ具状為致、古ヲ徵スルニ足ルモノト認ルトキハ之ヲ輸取檢閲シテ、可ナルモノニテ全ク私有ニ帰ルモノハ其所有者ト相對価ヲ以テ購求シ、又公私折半ニ係ルモノハ其價格ヲ査定シ、人民ニ下付スヘキ金額ヲ博物館資本金之中ヨリ支出シ、普ク館中へ充備致度」というものであった。つまり、法的な処分前に博物館へ発掘された埋蔵物について詳細に報告し、学術的価値があると判断された場合には現物を博物館へ輸送しなければならぬ。博物館はその価値を評価し、入用

と認めたとときには、博物館が適正額で購入するというものである。さらに、「遺失物取扱規則」では「公私折半ニ処スル」ことが決められており、「本館ニ要スル物品ハ一半ヲ人民ヘ下附シ、一半ヲ大蔵省ヘ納付可致筈」ではあるが、「素ヨリ衆庶ノ知識開拓ニ供スル儀ニ付、其一半ヲ大蔵省ヘ納付不致候様仕度」というのである。大蔵省の諒解さえ得られれば、埋蔵物の評価額の半額を支払うことで、博物館の収集品に加えることを目論んだわけである。

この提案を享け、内務少輔前島密は明治十年六月九日に大蔵大輔松方正義にあて、埋蔵物の取り扱いについて新たな方法を採用したい旨を伝えた。⁽¹⁵⁾ そのなかで、「各地方山林原野ノ開墾、道路溝渠之改修、或ハ寺院壞廢地等ヨリ発掘セシ物品宝貨、又ハ古墳中ヨリ得タル器什等」は、「遺失物取扱規則」に従って「官私折半ニ係ルモノ、或ハ私有ニ帰ルモノ等有之、其地方官於テ処分可致」ところであるが、それらの遺物は「古代ノ沿革、時勢ノ盛衰、工手ノ精粗ヲ考徴シ、人民ノ大偉業ヲ進ムルモノ」であり、「空シク野人ノ手ニ落チ、其何物タルヲ不弁、竟ニ其跡ヲ晦マスニ至リテハ遺憾之至」であると主張した。そのうえで、埋蔵物を「発掘セバ先ツ現物ヲ博物館ニ於テ検査シ、可ナルモノハ該館ヘ保護為致度」いので、「官私中分ニ係ルモノハ其価値ヲ博物局ニ於テ審定シ、一半ヲ貴省ヘ納付」する

ことになっているが、「爾後発掘セシ埋蔵物ハ尽ク為差出、人民ヘ下附スヘキ金額而已博物館資本金之中ヲ以テ支給シ、該品ハ永ク博物館ニ保存致シ度」と訴えた。博物局の原案では書類による審査のうちに現物を送付させて検討することになっていたのが、すべて差し出すことに変わっているなど、細部の相違点はあるが、基本的には同じである。

大蔵省は明治十年六月二十一日に内務省の提案に異議がない旨を回答したので、同年八月十日には太政官から布達してもらおうよう右大臣岩倉具視にあてうかがったところ、同年九月六日に承認がおりた。その結果、同年九月二十七日に太政官布達甲第二十号が出されたが、それは次のようなものであった。

甲第二十号

明治九年四月太政官第五拾六号ヲ以、遺失物取扱規則中第六條埋蔵物掘得ル者処分ノ儀公布相成候処、右物品ノ中古代ノ沿革ヲ徴スルモノモ有之候ニ付、処分前一応当省ヘ届出検査ヲ可受、其品ニヨリ相当代価ヲ以テ購求シ、官私中分ニ係ルモノハ其価格ノ半高ヲ発掘人ヘ下附シ、該物品ハ永ク博物館ヘ陳列可致候條、此旨布達候事

但、物品ハ先ツ掘出地名及形状等ヲ詳記シ、及ヒ模

写スルモノヲ郵送シ、其見込アルモノニテ逋送方相
達候後、本文ノ通可取計候事

明治十年九月廿七日 内務卿 大久保 利 通

こうして、埋蔵物を発掘した場合には内務省へ届け出て
検査を受けることが義務づけられ、「古代ノ沿革ヲ徴スル
モノ」については内務省で買い上げ、博物館で陳列するこ
とが明示された。また、但し書きにおいて、まず書類によ
る審査をおこない、重要と判断された場合には現物を内務
省へ送付し、検査を受けるという手続きが示された。これ
によって、すべての埋蔵物についての情報が博物館に集ま
り、重要なものについては現物を確認することができる制
度が成立したのである。それは博物館を頂点とする埋蔵物
行政の基礎が固められたことを意味する。「埋蔵物録」は
まさにこうした近代の制度の賜物であった。

三、埋蔵物をめぐる博物館と行政

「遺失物取扱規則」が公布され、埋蔵物は法律にもとづ
いて処理されるようになったが、埋蔵物はあくまでも遺失
物の一種として位置づけられ、十分な保護が得られたわけ
ではなかった。すでにみた愛知県海東郡津島村発掘の古銭
は、発見者と地主の間で現物が折半され、その拓本が博物

局に送付されただけであった。なかには、明治十年五月十
一日に和歌山県有田郡千田村（現有田市）で発掘された銅
鐸のように、「本人共へ下付可取計筈ニ候得共、自然御省
博物館ニ於テ古器（物・職カ）御考証ノ為現物御買上可相成哉モ難測
候」と県が判断して、内務省へ照会したことで、博物館に
現物が保管された場合もあったが、きわめて稀な例であつ
た。⁽¹⁶⁾それが、同年九月二十七日に出された太政官布達甲第
二十号によって、すべての埋蔵物について博物館が直接検
討することが可能になり、埋蔵物に対する本格的な文化財
保護行政が開始されることになった。

それが最初に実行されたのは同年八月二十七日に鳥根県
米子博労町字勝田山（現鳥取県米子市）で発掘された陶器で
あった。九月十八日に鳥根県権令境二郎から内務卿大久保
利通あてに「土中ヨリ掘出陶器之義ニ付伺」が提出され、
十月五日には「図面ヲ以テ検査候処、徴古ニ供スヘキ物品
トモ被存候間、一応当局へ差出サセ現品篤ト審査之上購求
可致哉モ難計候」というので、「鳥根県発出器物処分之義
ニ付同県へ御指揮伺」が起案され、十六日に「本年九月当
省甲第二拾号布達ニ照準シ、掘出現品一応博物館へ逋送可
致」しとの指令が鳥根県あてに出された。⁽¹⁷⁾その後、「瓦器
御送付相成候ニ付検査致候処、当館内陳列之内類似之品も
有之候へ共、聊形状相違ノ廉も有之」ということで、「検査」

の結果博物局で買上げとなった。

この場合、島根県から内務省へ伺いが立てられた後に、偶々布達が出され、早速適用されたわけで、布達がいかに迅速に実行されたかを示している。ここで注目されるのは、買上げの理由が博物館の陳列品と若干異なることを強調しており、類似品が博物館所蔵品中にあるかどうかを基準であつたとみられる点である。明治十年十月二十五日に栃木県から伺いのあつた同県芳賀郡市塙村（現市貝町）の古墳発掘の金環などを買上げた際、博物局長であつた町田久成は「検査候処当館陳列中へ相加置可然品ニモ有之」と回答して⁽¹⁸⁾おり、埋蔵物が陳列にふさわしいものかどうかを重視していた。つまり、博物館資料としての活用度が、学術的な価値判断に優先していたのである。

明治十一年十二月の『博物局第三年報』の「史伝部ノ列品」の項には、「此各種ノ器什中特ニ発掘ニ係ルモノハ多ク稀世ノ品ニシテ、今其一ニヲ挙クレハ三重県下伊勢国奄芸郡磯山村ヨリ出ル所ノ古銅鐸ハ世ニ類品ナキニ非スト雖モ此ノ如ク獸形ノ識紋アルヲ見ス、静岡県下遠江国豊田郡寺谷村ヨリ発掘シタル古鏡ハ漢土ノ製作ニシテ背面ノ鑄紋無二ノ精工ナル以テ古ヲ追憶スベシ、又愛媛県下讃岐国香川郡高松南紺屋町ノ山林ヨリ得ル所ノ銅鉢ハ上古ノ器タルヲ考徴スルニ足レリトス」と報告されており、博物局が埋

蔵物を重視する姿勢であつたことが知られる。それらの埋蔵物は、いずれも明治十一年に太政官布達甲第二十号にもとづいて処理され、博物館の所蔵に帰したもので、当時の新収品であつた。

太政官布達甲第二十号では、発掘した埋蔵物は内務省に届け出ることが義務づけられており、内務省が主体になつて埋蔵物行政をとりおこなう体制になつていた。博物館は明治八年三月三十日から内務省の管轄下に置かれており、実質的な埋蔵物行政は博物館によつて担われていた。つまり、この時期の博物館は、博物館機能と行政機能をあわせもつた機関であつた。それは、町田久成が「博物館取扱ノ儀ニ付伺」のなかで、古今東西のさまざまな資料を収集したうえで、「現物実験ノ上諸説比較智識ヲ開候ハ博物館ノ有益要務」とし、「衆庶ヲシテ現物比館ニ縦観セシメ、人智開導」を目的とすると主張していることに通じる。⁽²⁰⁾町田は、博物館を単なる埋蔵物の陳列場ではなく、「現物」によつて知識を広める知的活動の拠点として位置づけ、そのためには行政機能が必要であると認識していたのであつた。

内務省博物局の「博物局処務規程」によれば、収集や展示などの博物館活動のほかに、「発掘ノ物品ヲ検査スル事」「奈良正倉院勅封宝库中ノ御物保護ノ事」「古代建築并ニ社寺什物保存関預ノ事」「舞楽及ヒ蹴鞠等ノ如キ廢絶ニ帰セ

ントスル芸術ヲ興継スル事」など文化財保護行政に関する業務が含まれていたことが知られる。⁽²¹⁾考古資料である埋蔵物については、「検査」が業務に盛り込まれており、博物館資料として収集するか否かにかかわりなく調査・指導することが可能であった。

実際の行政的な取り組みをみてみよう。

明治十二年四月十八日には、埋蔵物発見の新聞報道があるにもかかわらず届け出なかった群馬・埼玉両県に対し「掘出器物届方」を照会し、回答を求めている。⁽²²⁾その結果、群馬県からは勢多郡西大室村（現前橋市）出土の土器と緑埴郡白石村（現藤岡市）一子山古墳出土の鏡など、埼玉県からは横見郡黒岩村（現吉見町）発掘の斎瓶と埼玉郡上中条村（現熊谷市）出土の泥塑馬（埴輪）についての回答が寄せられ、西大室村のものが宮内省の検査に委ねられた以外は博物館の所蔵に帰した。

その後、六月三十日になって、群馬県から「古跡旧物保存手続伺」として、「明治十年甲第二十号御達之旨ニ拡充致シ、古代沿革ヲ徴ス可キ古碑古墳等ノ民有地ニ存在スルモノハ、一応経伺、相当代価ヲ以テ購求致シ、既帰官有候上、保存取計候テ可然哉」という質問が出された。⁽²³⁾民有地に所在する史跡は、相当代価を支払って官有地としたのちに、保存策をとるのかどうかというものである。

それに対して、博物館は「右達ノ趣意ハ埋蔵物品発見候節ノ処分方ニテ、故ラニ埋蔵品ヲ掘発可致義ニテハ無之」と趣旨説明をおこない、回答にかえている。おそらく、群馬県は多胡碑をはじめとする上毛三碑などの史跡の取り扱いについて質問したのに対して、博物館では群馬県が独自に古墳などを発掘して埋蔵物を得ようとしているのではないかと危惧したのであろう。この場合の博物館の対応は、埋蔵物を収集しようとする博物館としての立場ではなく、埋蔵物行政をいかに公正におこなっていくかという行政主体としての立場に立つものであったといえる。

ときには博物館員が直接現地におもむいて遺跡の実態を調査することもあった。神奈川県久良岐郡根岸村（現横浜市）で石器などが散布しているという情報を得た館員の大橋長喜は、明治十二年十一月七日と十二月十一日頃の二回にわたって現地を踏査し、事実関係の確認に努めた。⁽²⁴⁾大橋の調査は、一回目が字馬場と塚越、二回目が字坂上で石器などを得たが、二回目には人夫を雇って小規模な発掘を試みた。日本人による最初の発掘調査が、大森貝塚の発掘調査に参加した東京大学学生佐々木忠次郎・飯島魁によって茨城県安中村（現美浦村）陸平貝塚でおこなわれたのは、この年の十二月から翌年一月にかけてのことであるから、大橋の発掘はほぼ同時期におこなわれたものであり、考古学の揺

鑑期における先駆的な試みであった。このときに大橋が得た遺物は、博物館の収蔵するところとなり、現在も東京国立博物館に所蔵されている。このように、博物館は独自に調査を実施し、発見品を博物館資料に加えていたことが知られる。

かつて田中琢は、内務省博物館のあり方を「博物館を保護と活用を中心機関として実行されたもの」ととらえ、「博物館が文化財保護行政に直接関与しうるような制度」のもっていた可能性を高く評価した。⁽²⁵⁾この制度は、文部省博物館が壬申検査で宝物調査を実施しつつ博物館資料の充実に努めた頃に胚胎したもので、その後博物館が警察権と地方への行政権を保持する内務省に所管換えされたために一層強化されたものであった。その点では、明治初期の文化財行政のあり方を端的に示すものであり、「古器旧物保存方」の精神をかたちにしたものであったとみられる。しかし、このある意味で理想的な制度は、確立されてまもなく崩壊することになる。

四、博物館の変質と埋蔵物

博物館は明治十四年四月七日に農商務省に管轄換えになった。農商務省は、前年十一月五日公布の「工場払下概則」を享けて、新たな産業政策を遂行するために創設された官

庁である。博物館が農商務省へ移されたのは、博物館が自然史や産業に関する資料を陳列し、「古器旧物」を現代に活用するための活動を展開したことが、勸業博覧会と類似し、殖産興業に関わる機関と判断されたことによる。博物館創設に携わった田中芳男は、往時を回想して、農商務省時代がもつとも理想に近い博物館のあり方であったと述べており、⁽²⁶⁾博物館のなかに農商務省への移管を歓迎する動きがあったことが知られる。田中には自然史・理工系主体の博物館構想を抱き、町田久成らの美術・歴史系を主体とする大博物館構想とは異なる道を模索したといわれるが、⁽²⁷⁾そうした傾向が「古器旧物」の処遇をめぐって省内省の関与を招く下地をなした。

明治十四年七月二十二日、宮内省から埋蔵物の取り扱い方法について依頼があり、以後古墳出土品は「御陵墓取調ノ考証」に役立つかどうか逐一宮内省の指示を仰ぐことになり、十月五日に農商務省は宮内省へ承知した旨を通知した。⁽²⁸⁾その影響はすぐに表面化し、京都府と愛媛県から発見された埋蔵物のうち、京都のものにつき十月七日に宮内省から農商務省あてに「御陵墓ノ見込無之場所ニハ候ヘトモ発見器物之儀ハ考証ノ為メ当省へ備へ置申度」との照会があり、「類品無之品」であり、博物館で買上げたいと応えたが、宮内省は「悉皆当省へ備置申度」と通知して

きた。⁽²⁹⁾しかも、愛媛県のものについても、「直ニ可及処分」と迫り、博物館としては愛媛県のもの「未タ現品一覽モ不致問当局必要之物品モ可有之哉モ難計」いので「一先当方へ取寄熟覽之上購求之否相決、其節御省へ御通知」したい旨を十月十八日に伝えたが、⁽³⁰⁾その後も書類の往復が続き、結局博物館に引き渡されることはなかった。

さらに、明治十五年一月十五日に長野県から同県上川路村(現飯田市)で発掘された埋蔵物につき、宮内省に照会したところ、「御陵墓之見込ハ無之候得共考証之為買上度」といので、宮内省へ帰属することになった。⁽³¹⁾宮内省は陵墓に直接関係ない古墳出土の埋蔵物も「考証」のために収集する方針を打ち出したのであったが、同県駄科村(現飯田市)発掘の埋蔵物の場合には、古墳出土品であるにもかかわらず、三月十三日に「御陵墓見込ノ場所ニ無之、因テ該古器物ノ儀モ別段見込無之」としており、⁽³²⁾一貫していない。

このように、農商務省博物館における埋蔵物の取り扱いは、内務省博物館の業務を継承しながらも、やや後退する兆しをみせた。それは、宮内省との関係ばかりでなく、かつて博物館が属したところのある文部省との間にもみられた。明治十二年十二月から翌年一月にかけて実施された陸平貝塚の発掘調査で出土した埋蔵物について、翌十三年二月十

二日に茨城県から届が出され、三月八日に内務省博物館へ提出するように指導がなされた。⁽³³⁾しかし、埋蔵物が提出されないまま月日が過ぎ、明治十五年三月十五日になってようやく文部省から農商務省にあててつぎのような照会があった。⁽³⁴⁾

去明治十三年中、当省所轄東京大学ヨリ考古学研究ノタメ学生ヲ茨城県下常陸国ニ派遣シ、同国信田郡馬見山八幡神社境内并ニ私有地内ニ於テ一介墟ヲ発見候ニ付、該県江照会ノ末同地ニ就キ古器物掘採候処、右物品ハ博物館江差出候様内務省ヨリ該県へ指令ノ趣ニ抛リ、悉皆回送スヘキ旨右県令ヨリ照会ノ有之候趣今回同学ヨリ申出候、然ルニ、元来大学ニ於テハ考古学ヲ講究スルニ当リ時々教員等ヲ地方ニ派遣シ、介墟或ハ洞穴ヲ検出発見シ、其中ニ埋没スル所ノ土器石器骨類等ヲ採集貯蔵シテ其種質ヲ監査シ、以テ古代ノ人種品物ト年代トヲ徵明シ其異同ヲ識別セシムル等學術上緊要缺クベカラザル拳ニシテ、尋常一私人ノ埋蔵物ヲ掘採候モノト相異リ候儀ニ有之、且当時既ニ該県ハ照会ヲ遂ケ、私有地ノ分ハ発掘料トシテ相当ノ金額ヲ給付シ、畢竟學術上必需ノ用品ヲ取得セシニ外ナラザル儀ニ有之、旁以明治九年太政官第五十六号布告及ヒ明治十年内務省甲第二十号布達ニ抛リ、一轍ニ御処分相成候様

ニテハ甚々學術上ニ差支候故、該物品ハ悉皆其俣大學
ニ保藏致度、仍テ貴省ニ於テ事實御斟酌ノ上尙該県へ
可然御達相成度、此段及御照会候也

明治十五年三月十五日

文部卿 福岡孝弟

農商務卿 西郷 從道殿

このなかで、「考古学」が、介墟や洞穴を発掘し、そこに埋もれていた土器・石器・骨類などを採集して、その種類や性質を研究することで「古代ノ人種品物ト年代」を解明する学問であると述べられていることは注目される。すでに、明治十年にモースがおこなった大森貝塚の発掘調査の成果が知られ、考古学がどのような学問かという理解が大学関係者の間に広まっていたのであろう。また、「古代ノ人種」の解明が課題であるとするあたり、明治十七年にはじまるアイヌ・コロボツクル論争を予感させるものがある。

そして、発掘調査とそれによって得られた遺物の研究は、「學術上緊要缺クベカラザル」行為であり、「尋常一私人ノ埋藏物ヲ掘採候モノ」と同じ扱いにされては困ることを主張しているのである。いわば學術調査で出土した遺物と偶然出土の埋藏物では、その取り扱いを異にしてもよいではないかというのである。その背景に、大学による発掘調査

を円滑に実施し、出土品を手元に置いて研究を進めるため、一般の行政に組み込まれない必要があるとする考え方があつた可能性があろう。

しかし、五月十三日に農商務省は「從來諸府県下埋藏物發見ノ際ハ、該品当省ニ於テ一応検査致シ、考証ニ可備部分ハ購求可致仕来ニ付、該品ハ一応当省へ御廻シニ相成度、検査ノ上御省へ御協議ニ可及ト存候」と回答し、例外はあり得ないとする立場を堅持した。七月十三日に文部省はそれらの埋藏物が研究上重要であるのみでなく、「学生授業上実ニ難手放物品」であり、「其俣大學ニ貯藏候共到底官ニ保存致候義ニ外ナラス」と主張し、「何分ニモ御回付致兼候」として埋藏物の提出に応じなかった。その後、八月三日に農商務省博物館は文部省に「発掘現場図並該品図面及目錄等」の提出を求め、十二月二十五日に「茨城県下常陸信太郎陸平官有地ノ図」と土器・石器のスケッチを受け取っているが、図面はいずれも簡略なものであつた。結局、陸平貝塚の出土品については、十月二日に太政官第五六号布達が出され、文部省の所有に帰した。

このような状況が生み出された背景に、埋藏物の主管官庁が度々改変されたため、農商務省であることが十分に周知されていないという事実があつた。博物館が農商務省に移管されてから三年も過ぎた明治十七年六月に、農商務省

博物館が内務省社寺局に宛て出した「栃木県古器物掘得之件」の中で、「農商務省設置以来該件ハ農商務卿主管ト相成候ニ付、本議モ更ニ本省江御回送有之度」いと述べているほど、埋蔵物は内務省の取り扱いという意識が定着していたようであり、博物館の行政能力は内務省時代とは比較にならないほど低下した可能性が高い。埋蔵物に関する書類が地方から内務省へ提出される例はあとをたたく、明治十八年になってもしばしば「御省御主管之件ニ付及御引継候也」という付箋をつけて農商務省へ回送されている状態が続いた。³⁶

以上みてきたように、農商務省博物館は内務省博物館の姿勢を継承していたが、実際の運用面では後退した部分が大きかった。とりわけ、局員による現地調査がおこなわれなくなり、書類と現物による検査に限定された点は、独自の調査機能が失われたことを示している。そのため、埋蔵物と遺跡をつなぐのは提出された書類のみとなり、遺物偏重の傾向を免れることができなかった。もともと、こうした後退の反面、明治十五年三月二十日に、上野公園に新築なった博物館が開館し、陳列はそれまでになく充実したものになったことを忘れることはできない。博物館と行政の機能が分離し、博物館が陳列施設としての性を強め、行政機能を低下させたのが農商務省時代の特色であった。結

局、明治十九年三月二十四日、博物館は農商務省から宮内省へ移管され、皇室の文化施設として新たな出発をするようになったのである。

おわりに

明治時代初期の博物館における考古資料の取り扱いをみると、最初は近世以来の方法で対処していたが、明治九年四月十九日の「遺失物取扱規則」の布告以後、近代的な行政の対象となったことが知られる。「遺失物取扱規則」という近代国家による法的な整備は、考古資料とそれを扱う考古学に大きな影響を及ぼした。

その後、内務省博物館の時期に、「遺失物取扱規則」を根拠に博物館が行政機能をもち、博物館を中心として考古資料などの保護と活用が図られたことは注目される。博物館が博物館機能と行政機能を併せもって文化財保護に当たったことは、この時期に固有の現象であって、後にも先にもなかった。そこには未発の可能性が秘められているといえよう。

ところで、考古資料をめぐる博物館のあり方の画期をなす明治九年は、考古学の用語が使用され始める明治十年とわずか一年違いであり、この時期が近代的な考古学の萌芽期であったことは容易に推測できよう。モースによる大森

貝塚の発掘調査が注目された背景に、考古資料に対する学問的な関心の高揚と、その保護行政の開始があったことを見落としてはならない。

本稿は、平成十八年九月二日に、明治聖徳記念学会例会で発表した内容の一部である。発表の機会を作っていたただいた阪本是丸先生に深甚の謝意を表したい。

註

- (1) 佐原真「日本近代考古学の始まるころーモールス、シーボルト、佐々木忠二郎資料に寄せてー」『共同研究 モーリスと日本』小学館 一九八八年（『佐原真の仕事ー考古学への案内』岩波書店 二〇〇五年再録）。これについては辺見端の反対意見がある。辺見端「訳語『考古学』の成立ー明治十年初見説をめぐってー」『日本歴史』第四五七号 一九八六年。しかし、同史料において、「考古学」の用語が使用された事実は動かない。その後、明治十二年六月にハインリッヒ・フォン・シーボルトの『考古説略』を訳出した吉田正春が、同書の緒言で「考古学ハ欧州学課ノ一部」であると説いたのが、考古学の用語が使用された初期の事例に属する。
- (2) 勅使河原彰『日本考古学史 年表と解説』東京大学出版会 一九八八年 五頁。
- (3) 考古資料は遺構・遺物・出土状態の三要素からなるが、博物館で直接対象とされたのは遺物であり、遺構は後に史跡として扱われることになり、行政上は遺物と遺構が

分離される結果を招いた。

- (4) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』資料編 一九七三年。
- (5) 斎藤忠「日本考古学史」吉川弘文館 一九七四年
- (6) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』資料編 一九七三年。
- (7) 東京国立博物館所蔵。
- (8) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』資料編 一九七三年。ちなみに、第二号列品館が動物標本、第三号列品館が植物標本、第四号列品館が農具類、第五号列品館が鉱物標本、第六号列品館が工芸・機械類(一)、第七号館が工芸・機械類(二)、第八号列品館が芸術・西洋器具類を展示した。
- (9) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』資料編 一九七三年。
- (10) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』資料編 一九七三年。
- (11) 関秀夫「博物館の誕生ー町田久成と東京帝室博物館ー」岩波新書 二〇〇五年。
- (12) 時枝務「近代国家と考古学ー『埋蔵物録』の考古学史的 연구ー」『東京国立博物館紀要』第三六号 二〇〇一年。
- (13) 「埋蔵物録」は東京国立博物館に所蔵されている。
- (14) 「埋蔵物録」明治九年第五号。
- (15) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』資料編 一九七三年。
- (16) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』資料編 一九七三年。

(16) 「埋蔵物録」明治十年第一号。

(17) 「埋蔵物録」明治十一年第一号。

(18) 「埋蔵物録」明治十一年第二号。

(19) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』資料編 一

九七三年。なお、愛媛県の銅鉾は香川郡東村山林(現香川県高松市)で出土したものであり、高松南紺屋町は土地所有者の住所であったことが「埋蔵物録」明治十一年第九号によって知られる。「博物館第三年報」は出土地と土地所有者の住所を混同したものとみられる。

(20) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』資料編 一
九七三年。

(21) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』一九七三年。

(22) 「埋蔵物録」明治十二年第八号。

(23) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』資料編 一
九七三年。

(24) 「埋蔵物録」明治十二年第一九号に次の文がみえる。

灰ニ聞ク、英人メレンナル者武蔵国久良岐郡根岸村ノ山
間ニ於テ石弩・石斧・古陶器ノ破片若干ヲ撫ヒ得タリト、
之ニ因テ其地景ヲ点検スルノ命ヲ奉シテ明治十二年十一
月七日該地ニ赴ク、夫レ此ノ村落ハ横浜ヨリ西一里余ニ
アリ、其地勢夾埴ニシテ、東南ハ海岸ニ面シ、西南ハ磯
子山ニ接シ、正北ハ中村ニ境シ、正東ハ北方村本牧本郷
村ニ連ル、此本牧ノ辺ヨリ西南小柴崎マテヲ袖ノ浦ト呼
フ、浦賀観音崎遠ク聳エ安房上総ノ諸山洋中ニ屏列ス、
湾内漁舟来往シ風光佳観美ニ賞スヘシ、本村中央ヨリ西
二丁可リニ字馬場ト云七十坪余ナル開墾地アリ、土色淡
赤是レ彼ノ英人ノ石器ヲ発見セシ処ニシテ、石片近傍ノ

菜園ニ散在ス、余亦茲ニ於テ石斧数枚ヲ得タリ、又該処
ニ列続スル字塚越ト唱フル地ニ丁許リアリ、其中央ニ小
塚アリ、其周囲ノ古径ニ彼ノ石器・古陶器ノ片破少シク
包含スルヲ認め堀テ得テ帰ル、彼ノ馬場塚越等ノ縁由又
地ニ因テ土人ノ口碑伝聞等ヲ探問スルニ、本村ハ原ト石
川郷本牧庄ニ属シ、鎌倉執政以前石川牧アリ、随テ馬場
モアリテ其称ヲ存スルナラン、此北部ナル中村ノ邑中ニ
石川町アリ、是レ石川郷ノ称号ヲ聊カ存ル歟、塚越ハ如
何ナル所以ヲ知ラストイヘリ

明治十二年十一月

大橋長意^④

久良岐郡根岸村ノ石器再研

先ニ点検シタル地ヲ再審スルニ、唯一二ノ石斧ノ破片ヲ
モ視ス、而シテ圍徑ヲ往返屢ニシテ小径ニ小礫ノ一小堆
ヲ認見ス、先ニ演ル処ノ塚越ト云地ノ傍字坂上ト云地ナ
リ、是レ彼ノ石斧ナルヲ知スシテ村民ノ畑圃ヨリ出タル
ヲ棄捐タルナラント相像スルヲ以テ、直ニ傭夫ヲシテ掘
発セシメ、其小石ヲ探求スルニ、果シテ石斧并類似ノ品
顆多ヲ得テ、以テ携帰ス

明治十二年十二月十一日 九等属 大橋長意^④

(25) 田中琢「遺跡遺物に関する保護原則の確立過程」『考古
学論考』平凡社 一九八二年。

(26) 田中芳男「田中芳男君の経歴談」(東京国立博物館編『東
京国立博物館百年史』資料編 一九七三年所収)。

(27) 関秀夫「博物館の誕生―町田久成と東京帝室博物館―」
岩波新書 二〇〇五年。

(28) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』資料編 一
九七三年。

- (29) 「埋蔵物録」 明治十四年農商務省博物局第九号。
(30) 「埋蔵物録」 明治十五年第一号。
(31) 「埋蔵物録」 明治十五年第三号。
(32) 「埋蔵物録」 明治十五年第一六号。
(33) 「埋蔵物録」 明治十五年第三二号。
(34) 「埋蔵物録」 明治十五年第三二号。以下、陸平貝塚につ
いては同史料による。
(35) 「埋蔵物録」 明治十七年第三三二号。
(36) 「埋蔵物録」 明治十八年第二六号など。

(立正大学助教授)